

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(竜王町)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	福永 義洋	滋賀県近江八幡市	竜王町	鏡		2416	田	2,893	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	福永 義洋	滋賀県近江八幡市	竜王町	鏡		2650	田	2,855	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	福永 義洋	滋賀県近江八幡市	竜王町	鏡		2794-1	田	2,848	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	福永 義洋	滋賀県近江八幡市	竜王町	鏡		2804	田	1,281	賃借権	水田	R6.11.1	R16.10.31	10年	6,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	綾戸		1122-1	田	2,487	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岡屋		3983	田	1,959	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岡屋		4005	田	2,675	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		1403	田	2,866	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		1403-1	田	1,029	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		824	田	1,719	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		825	田	1,381	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
12	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	小口		826	田	390	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
13	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		274	田	3,457	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
14	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		276	田	3,101	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
15	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		294	田	3,295	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
16	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		301	田	2,574	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
17	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		311	田	3,075	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
18	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		313	田	3,007	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
19	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		315	田	3,619	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
20	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		330	田	2,023	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	7,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
21	有限会社 古株牧場	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	島		331	田	4,207	賃借権	水田	R6.12.1	R16.11.30	10年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
22	山添 茂和	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1524	田	2,997	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
23	山添 茂和	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1525	田	1,613	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
24	山添 茂和	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1655	田	1,851	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
25	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1003	田	1,654	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
26	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1011	田	2,878	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
27	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1040	田	2,133	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
28	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1052	田	2,259	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
29	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1062	田	1,660	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
30	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1065	田	1,955	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
31	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1066	田	1,607	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
32	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1077	田	713	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
33	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1079	田	1,017	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
34	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1125	田	1,293	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
35	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1135	田	2,985	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
36	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1137	田	3,297	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
37	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1140	田	3,110	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
38	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1149	田	2,790	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
39	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1153	田	3,032	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
40	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1154	田	2,726	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
41	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1162	田	3,375	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
42	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1176	田	3,058	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
43	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1179	田	3,346	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
44	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1180	田	1,649	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
45	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1182	田	3,134	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
46	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1188	田	2,830	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
47	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1191	田	2,391	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
48	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		1199	田	3,496	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
49	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		200-1	田	188	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
50	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		886-1	田	620	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
51	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		889-1	田	913	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
52	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		889-2	田	96	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
53	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		890-1	田	794	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
54	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		890-2	田	7.05	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
55	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		935	田	2,950	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
56	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		949	田	1,669	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
57	山添 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岩井		950	田	890	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地					設定する権利							
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 ㎡	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
58	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1358	田	495	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
59	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1512	田	3,145	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
60	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1564	田	746	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
61	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1699	田	1,634	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
62	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1763	田	2,237	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
63	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1794	田	3,640	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
64	山本 定徳	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	薬師		1818	田	1,484	賃借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	6,300円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
65	山田 善彦	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岡屋		3955	田	2,387	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
66	山田 善彦	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岡屋		3963	田	2,985	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
67	山田 善彦	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岡屋		4055	田	2,997	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
68	山田 善彦	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	岡屋		4056	田	2,512	使用貸借権	水田	R6.12.1	R11.11.30	5年	-	-
69	臼井 由範	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		5882	田	2,973	使用貸借権	水田	R6.12.1	R9.11.30	3年	-	-
70	臼井 由範	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		6053	田	2,617	使用貸借権	水田	R6.12.1	R9.11.30	3年	-	-
71	臼井 由範	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		6076	田	3,878	使用貸借権	水田	R6.12.1	R8.11.30	2年	-	-
72	臼井 由範	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	山之上		6259	田	2,344	使用貸借権	水田	R6.12.1	R9.11.30	3年	-	-
73	西 善一	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	鵜川		851	田	3,086	使用貸借権	水田	R6.12.1	R9.11.30	3年	-	-
74	西 善一	滋賀県蒲生郡竜王町	竜王町	鵜川		852	田	2,769	使用貸借権	水田	R6.12.1	R9.11.30	3年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき